

佐賀市定住促進通勤定期券購入費補助金交付要綱（令和元年佐市地政第338号） 新旧対照表

現行	改正後
<p>○佐賀市定住促進通勤定期券購入費補助金交付要綱 (補助対象)</p> <p>第2条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 初めてこの要綱に係る補助金の交付を申請した日の属する月（第6条第1項及び附則第2項において「初回申請月」という。）から36月を経過していないこと。</p> <p>(補助金の交付申請)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 規則第3条第3号に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、継続申請（前年度 この要綱に係る補助金を受給している者が、引き続き 現年度においてこの要綱に係る補助金の申請を行うことをいう。）の場合にあっては、第1号及び第2号の書類は、添付を要しない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(追加)</p>	<p>○佐賀市定住促進通勤定期券購入費補助金交付要綱 (補助対象)</p> <p>第2条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 初めてこの要綱に係る補助金の交付を申請した日の属する月（以下 「初回申請月」という。）から36月を経過していないこと。</p> <p>(補助金の交付申請)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 規則第3条第3号に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、継続申請（前年度 以前に この要綱に係る補助金を受給している者が、 現年度においてこの要綱に係る補助金の申請を行うことをいう。）の場合にあっては、第1号及び第2号の書類は、添付を要しない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症対策に関する特例)</p> <p>第12条 市長が定める期間（次項及び第3項において「特例期間」とい</p>

う。)の終期の属する日の翌月末日までの間、第6条第1項の規定の適用については、同項中「補助金の交付を申請した日の属する月」とあるのは「補助を受けようとする期間の最初の月」と、「ただし、」とあるのは「ただし、補助を受けようとする期間の最初の月は、令和2年4月前に遡ることはできないほか、」とする。

2 特例期間に初回申請月が属する者についての第2条、第6条第1項及び附則第3項の規定の適用については、第2条第5号中「初めてこの要綱に係る補助金の交付を申請した日の属する月（以下「初回申請月」とあるのは「初めてこの要綱に係る補助金の交付決定を受けた際における補助期間の始期の月（以下単に「最初の補助期間の始期の月」と、第6条第1項及び附則第3項の規定中「初回申請月」とあるのは「最初の補助期間の始期の月」とする。

3 特例期間に新型コロナウイルス感染症対策のため市外への通勤をしていなかった月があると市長が認める者についての第2条、第6条及び附則第3項の規定の適用については、それぞれの規定中「36月」とあるのは「36に新型コロナウイルス感染症対策のため勤務していなかったと市長が認める月数を足した月」とする。

(補則)

第12条 略

(補則)

第13条 略